

館林市立第二小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（「いじめ防止対策推進法第二条」より）。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

そこで、本校では全ての職員が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という基本認識に立っていじめ防止に取り組み、「楽しく通える学校、信頼できる学校」という本校のめざす学校像を実現するために「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校では、いじめ防止のために、次の3つを重点項目と定め、「いじめを絶対に許さない学校」づくりを目指して、具体的な取組を実践していくこととした。

- | |
|---|
| (1) いじめの未然防止
(2) いじめの早期発見と早期解決
(3) 校内組織の充実と家庭や地域、関係機関との連携 |
|---|

2 重点項目への具体的な手立て

(1) いじめの未然防止（居場所のある学級作り）

- ①児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ②教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、達成感・成就感が味わえるような場面設定の工夫をする。そして、多くの児童の自己有用感や自尊感情、いじめのない人間関係を育めるようにする。
- ③特別の教科道德の時間に命の大切さについての指導を行ったり、規範意識や集団の在り方についての学習を深めたりする。
- ④学級活動等において、SOSの出し方教育を実施し、心の危機に気付く力や、相談する力をはぐくめるようにする。
- ④児童全員が、いじめ問題を自分のこととして考え、「いじめは絶対に許されないことである」という認識がもてるように、教育活動全体を通して繰り返し指導をする。
- ⑤担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携を図り、教育相談体制を充実させ、児童理解に努める。
- ⑥友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる体験活動を行うとともに、確かな力の育成と、相互交流の工夫によりコミュニケーション力を育成する。
 - 縦割り活動での異学年交流の充実
 - 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - 年間を通してのあいさつ運動の充実
- ⑦家庭・地域の情報交換（特に、PTA会議や学校運営協議会等において）を活発にし、日常的な連携を深める。

(2) いじめの早期発見と早期解決

<早期発見>

- ①児童に対して「学校生活に関するアンケート」を毎月行い、児童の悩みや人間

- 関係を把握し、いじめの早期発見に努める。その中で、ささいなことでも児童から訴えのあったものについては、必ず聞き取りを行い、適切な指導を行う。
- ②気になる児童の様子を学年会や校内児童支援会議（生徒指導部会含む）等の場において情報交換し合い、大勢の目で当該児童を見守れるようにする。
 - ③普段から積極的に児童や保護者とコミュニケーションを図り、「見えないところでのいじめ」の早期発見ができるようにする。

<早期解決>

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学年主任、生徒指導主任、管理職などを中心に、報告・連絡・相談を迅速に行い、情報の共有を行う。また、情報を伝え合える環境作り、雰囲気作りにも努め、迅速に対応できるようにする。そして、いじめ防止対策委員会又は、臨時職員会議等組織で対応を協議し、的確な役割分担をして、学校全体で組織的にいじめ問題の解決にあたる。
- ②いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認した上で家庭と連携する。また、いじている側の児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。そして、傍観者の立場にいる児童たちにも再発防止へのねらいを含めた適切な指導を行う。
- ③いじめの内容に応じて、学校内だけでなく教育委員会や警察などの関係機関と連携して解決にあたる。
- ④いじめ被害児童には、担任とスクールカウンセラーや養護教諭が連携を図り、心のケアに努めるとともに、いじめが解決したと思われる後も、定期的に話し合う機会をもつなど継続的な働きかけを行う。

(3) 校内組織の充実と家庭や地域、関係機関との連携

- ①学校内の組織を整え、確実に機能させる。
 - 「児童支援会議」を定期的に開催する。

毎月第1月曜日の放課後開催し、校内のいじめ対策問題の進捗状況の確認や生活アンケート結果についての情報交換、校内の諸問題対応を話し合う。

また、年度末には、「第二小学校いじめ防止基本方針」に対する取組評価を実施し、次年度に向けた点検・見直しに努める。
 - 「いじめ防止対策委員会」を設置し、適切に開催する。

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主任、養護教諭、各学年担当によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催し、当該担任やスクールカウンセラーも参加して、早期解決を図る。
- ②いじめ問題対応マニュアルに従い、生徒指導主任を中心に、迅速で組織的な対応ができるよう努める。
- ③学校便りやホームページ、学年通信などを活用して、いじめ防止についての学校での取組を紹介したり、家庭との協力を依頼したりする等、家庭や地域との連携を図る。
- ④関係機関との連携により、未然防止や問題発生時の迅速な解消を図る。
 - 法務局人権擁護委員との連携により、未然防止に関する啓発活動を行う。
 - いじめの内容に応じて、児童相談所や警察との連携を図り、迅速な問題解消を図る。
- ⑤重大事態（いじめにより心身や財産に重大な被害を被った場合や、30日以上

長期欠席となった場合) 発生時には、「群馬県いじめ防止基本方針」に則って、速やかに対応するため、教育委員会と連携を図る。